

三日市町駅東地区地区計画の決定案に対する意見要旨及びこれに対する市の回答について

令和5年7月14日（金）～27日（木）の間、都市計画法第21条第2項及び第17条第1項に基づき、都市計画の決定案の縦覧を行ったところ、同法第17条第2項に基づき、本市の住民から意見書の提出がありました（1名・2件）。提出された意見の要旨及びこれに対する市の回答は以下のとおりです。

要 旨	市 の 見 解
<p>当該地区は鳥の営巣地であり、いわゆる害獣と呼ばれる生物も生活圏にしている。トラブル回避のため、建物・物陰に動物が身を隠したり、昆虫が巣を作りにくいように建築物の建蔽率の最高限度や敷地面積の最低限度を再検討して欲しい。</p>	<p>建築物の建蔽率の規制は、建築物の採光や通風、防火の観点から建築基準法に基づき規定されており、建築敷地の最低限度につきましては、ゆとりのある良好な住環境の形成の観点から規定しているため、害獣被害などのトラブル回避を目的としておらず、有効性を確認することができません。このため、計画内容の変更は難しいと考えますが、いただいたご意見は、事業者にお伝え致します。</p>
<p>台風により当該地区の畑の中にある物置小屋が破損し、吹き飛んだことがある。ついては、建築物および附属物、設備などについて、十分に耐えられるようお願いしたい。</p>	<p>建築物や附属物などにおいては、建築基準法などの各種関係法令の基準に適合が求められており、一定基準の安全性や耐久性が担保されるものと考えております。 なお、いただいたご意見は、事業者にお伝え致します。</p>